

## 新温泉町障害者活躍推進計画

機関名	新温泉町
任命権者	新温泉町長
計画期間	令和7年4月1日～令和12年3月31日（5年間）
新温泉町における障がい者雇用に関する課題	<p>本町においては、これまで障がい者の雇用促進に努めてきたところであるが、今後も法定雇用率の達成及び維持に向け、継続的な取組が必要である。</p> <p>また、障がいのある職員が採用後も安心して勤務を継続し、その能力を十分に発揮するためには、採用時の配慮に加え、配置後の職務内容の調整、所属における理解促進、相談体制の充実、定期的な面談による状況把握等が重要である。</p>
目標	
①採用に関する目標	<p><b>【実雇用率】</b>（各年6月1日時点）</p> <p>各年度において、当該年6月1日時点の法定雇用率以上（参考）令和6年6月1日時点の実雇用率：2.9%</p> <p>（評価方法）前年の任免状況通報による把握及び進捗管理</p>
②定着に関する目標	<p>不本意な離職者を極力生じさせない。</p> <p>（評価方法）毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録を元に、前年度採用者の定着状況を把握し、進捗管理を行う。</p>
③キャリア形成に関する目標	<p>障がいのある職員の活躍の場を拡大するように努める。</p> <p>（評価方法）毎年度、人事評価や面談等を元に把握・進捗管理を行う。</p>
取組内容	
1 障がい者の活躍を推進する整備体制	
(1) 組織面	<p>○障がい者雇用推進者として総務課長を選任する。</p> <p>○必要に応じて、組織内のサポート体制（障がい者雇用推進者、障がい者職業生活相談員等）を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理した上、関係者間で共有する。</p>
(2) 人材面	<p>○障がい者職業生活相談員に選任された者（選任予定の者を含む。）について、兵庫労働局が開催する「障害者職業生活相談員資格認定講習」を受講させる。</p> <p>○庁内研修として、兵庫労働局が開催する「精神・発達障害者しごとサポーター養成講座」の出前講座を活用し、参加者を募る。</p>

2 障がい者の活躍の基本となる職務の選定・創出	
	○現に勤務する障がい者や今後採用予定の障がい者の能力や希望を踏まえ、適宜面談や人事評価を活用した職務の選定及び創出について検討を行う。
3 障がい者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	
(1) 職務環境	○相談窓口への相談のほか、所属長による面談を通じて必要な配慮等の有無を把握し、継続的に必要な措置を講じる。 ○措置を講じるに当たっては、障がい者である職員の要望を踏まえつつ、可能な範囲において適切に実施する。
(2) 募集・採用	○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・特定の障がいを排除し、又は特定の障がいに限定する。 ・自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・介助なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
(3) 働き方	○短時間の職の創設を検討し、雇用を促進する。 ○時差出勤・早出遅出制度などの柔軟な時間管理制度の活用を促進する。
(4) その他の人事管理	○必要に応じて面談を実施し、状況把握・体調配慮を行う。 ○中途障がい者(在職中に疾病・事故等により障がい者となった者をいう。)について、円滑な職場復帰のために必要な職務選定、職場環境の整備や通院への配慮、働き方等の取組を進める。
4 その他	
	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく障害者就労施設等への発注を通じて、障がい者の活躍の場の拡大を推進する。